

平成22年9月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(イ)第11570号 敷金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年8月30日

判 決

滋賀県草津市 [REDACTED]

原 告

同訴訟代理人司法書士

[REDACTED]

長 谷 川 聡

京都市中京区 [REDACTED]

被 告

同代表者代表取締役

[REDACTED]

[REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金30万円及びこれに対する平成22年4月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、建物賃貸借契約の際に賃貸人である被告に金30万円の保証金を差し入れていた賃借人である原告が、同賃貸借契約終了建物明渡しに伴い、被告に対し、保証金の実質は敷金であり返還債務があるのに返還していないとして、未返還の保証金30万円及びそれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実等）

- (1) 平成20年8月30日、原告は、不動産賃貸業者である被告との間で次の